



行方不明者がいるとき

人が亡くなったとき、亡くなった方(=被相続人)名義の財産の手続きや税務申告等を行うためには、①被相続人や相続人の戸籍類を収集し、相続人が誰なのか確認し②遺言書がない場合は、被相続人名義の財産を調べ、その分割方法を相談し③遺産分割協議書を作成する必要があります。このとき、もし相続人の中に家を出て行ったきり音信不通の人がいる場合は、どうしたら良いのでしょうか。

【1】音信不通者への連絡

音信不通者といえども死亡し(または、失踪宣告を受け)ていなければ相続人であることにはかわりなく、他の相続人は相続があった事実を知らせなくてはなりません。電話やメール等の連絡手段を誰も知らなかった場合、自宅に手紙を送るか訪ねて行くこととなります。住所が不明の場合は、戸籍の附票を取得して、住所を確認することができます。



【2】不在者財産管理人

相続人の誰かが戸籍の附票等により調べた住所に住んでおらず、簡単に戻ってくる見込みのない者(不在者)であった場合、不在者なしのままでは遺産分割協議ができません。そのことで預貯金等の解約や名義変更が進まないと、他の相続人が多額の葬儀費用や未払債務等を立替えている場合、立替えた人が苦しい思いをするかもしれません。

そのような時には以下のような不在者財産管理人(=不在者の財産を管理する者)を選任すれば、手続きを進めることができます。

- ①不在者財産管理人は、不在者(=行方不明者)の代わりに遺産分割協議に参加できる
- ②相続人・債権者等、利害関係者は就任不可
- ③家庭裁判所へ申立て、裁判所が選任する
- ※申立ては、利害関係者や司法書士・弁護士等の専門職が行える。
- ④不在者財産管理人の職務が終了するとき
 - ・不在者が現れた時
 - ・失踪宣告がなされた時や死亡が確認された時
 - ・不在者の財産がなくなった時

※遺産分割等が完了しても職務は終了しない。

⑤予納金の納付が必要となる場合がある

【3】予納金

不在者財産管理人は、その職務上必要とされる費用の支払いを行い、また、職務の内容や程度により、報酬を受けることができます。その額は裁判所の判断により決定し、最終的には不在者の財産から支払われることとなりますが、申立時に概ね数十万円程度を予納金として準備しなくてはなりません。

しかし、ただでさえ葬儀費用等、多額の現金立替を行っている人にとって、さらに予納金を支払うのは一時的とはいえ、負担が大きいことでしょう。そんな時は相続財産の仮払い制度を利用するのもおすすめです。

【4】相続財産の仮払い制度

昨年の7月、相続法の改正があり、被相続人の預貯金の一部を仮払いという形で払戻し可能となりました。一般的に相続が起きた場合は、葬儀や借入金の返済、未納の税金や医療費等、多額の現金が必要になることがあり、その費用の工面のために利用できるというものです。

仮払いを受けるには、相続人が単独で一定額までお金を引き出すことができ、のちの遺産分割の際には既に受け取った財産として計算します。一金融機関の一口座ごとに、預貯金額×法定相続分の3分の1(ただし、上限150万円)としているため、急ぎの出費に充てることができます。



相続手続の当事者になることは、一生のうちに数えるほどしかありません。一方、家族や社会のありかたが時代とともに大きく変わってきているのに伴い、いろいろな法律が新しくなっています。

今回は、少し珍しい相続のケースについてご説明しましたが、超高齢化かつ少子化社会では、親子間以外、つまり兄弟姉妹や叔父叔母の相続手続の当事者になる可能性もあります。親族間の関係性が以前に比べて薄くなり、意思疎通が難航しそうな場合は、各専門家にご相談ください。

(文責：久保祐子)

